

耐震診断・耐震改修費一部補助

地震への備えはできていますか



木造住宅耐震診断者派遣事業・木造住宅耐震改修補助事業を実施します。

木造住宅耐震診断者派遣事業
耐震診断者による耐震診断を行い、結果をお知らせします。
対象住宅
①昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅、または併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上のもの)
②在来軸組工法で建築した平屋建て、または2階建ての住宅

耐震改修費の一部を補助
耐震改修工事費の一部を補助します。
対象住宅
①昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅、または併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上のもの)
②在来軸組工法で建築した平屋建て、または2階建ての住宅

対象者
①対象住宅を所有し、かつ居住する人
②市税を滞納していない人
募集戸数 20戸(先着順)
費用 無料
※耐震診断者の交通費相当額は負担していただきます
留意する物 印鑑、住宅が建てられた当時の資料(確認通知書、公庫設計審査書副本、平面図など)

申し込み 5月1日(水)から建設課建築室へ
木造住宅耐震改修補助事業
耐震改修工事費の一部を補助します。
対象住宅
①昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅、または併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上のもの)
②在来軸組工法で建築した平屋建て、または2階建ての住宅
③個人が所有し、かつ居住の用に供しているもの(貸家の用に供するものを除く)
④耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある、または高い」と診断されたもの
対象者
①対象住宅を所有、または居住する人
②世帯全員が市税などを滞納し

受講者募集

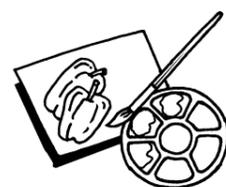
ふれあい福祉センター教養教室

問い合わせ ふれあい福祉センター ☎233497

受講を希望する人は、休館日の月曜日を除く、午前9時30分から午後7時までに電話、または直接ふれあい福祉センターに来館し、申し込んでください。
カラオケ教室
とき 4月13日(土)から毎月第2・4土曜日午前10時〜正午(全24回)
ところ ふれあい福祉センター和室
対象 市内在住の人
受講料 無料(センター使用料は別途)
※教室開催期間中も随時募集しています

絵手紙教室
とき 4月17日(水)から毎月第3水曜日午後1時30分〜3時30分(全10回)
ところ ふれあい福祉センタークラブ室
対象 市内在住の全日程に参加可能な人で、初めての人は初心者
定員 10人(超えた場合は抽選)
受講料 無料(センター使用料は別途)
申し込み 4月14日(日)

定員 10人(超えた場合は抽選)
受講料 無料(センター使用料は別途)
申し込み 4月14日(日)



ご利用ください 補助金制度

問い合わせ 産業振興課商工振興係 ☎内線3255

沼田市ぐんま新技術・新製品開発推進補助金制度

新製品や新商品の開発に要する費用の一部を助成します。

対象事業者 市内に主たる事業所を有する中小企業者と各種中小企業団体

補助対象事業 中小企業者が自ら行う新製品・新商品に関する開発で、事業化と市場性が見込まれるもの

補助対象経費 ▽原材料や副資材の購入に要する経費▽機械装置、または工具器具の購入、改良、据付、借用などに要する経費▽外注加工に要する経費▽開発に必要な市場調査、大学等試験研究機関との共同研究、データ試験などに要する経費▽外部からの各種専門家の指導に要する経費▽研究開発成果の知財出願などに要する経費

補助額 補助対象経費から20万円を減じて得た額(上限80万円)

申し込み 4月16日(火)から5月31日(金)までに所定の申請書に必要事項を記入して、産業振興課商工振興係へ

産学共同研究費補助金制度

工業技術の研究や開発に要する費用の一部を助成します。

対象事業者 市内に事業所があり、1年以上事業を営んでいる中小企業者、各種中小企業団体で、県内の高等教育機関や公設試験研究機関と共同で研究や開発を行う事業者

補助対象事業 ▽先端技術や新技術、新製品などの研究開発▽生産工程の合理化、製品の高付加価値化などの研究開発

補助対象経費 ▽大学など高等教育機関への委託研究に要する経費▽原材料や副資材の購入費、機械装置、工具・器具の購入費▽試作、改良や借用、修繕に要する経費▽外注加工に要する経費▽工業所有権の導入や出願などに要する経費

補助額 補助対象経費の3分の1の額(予算の範囲内を限度とする)国や県の類似する補助事業を受けている場合は2分の1の額

申し込み 申請書に所定の書類を添付して、産業振興課商工振興係へ

住宅リフォーム促進事業を開始します

市では、住宅環境の質を向上させるために行う工事費の一部を補助します。

対象工事

- ①住宅の機能や性能を維持、または向上させるために、修繕などを行うこと
- ②市内施工業者により行われる工事であり、工事費(税込み)が20万円以上であること
- ③併用住宅の場合は居住部分のみ
- ④本年度中に工事を完了し、報告書の提出ができること

対象者

- ①住民基本台帳法に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている人
- ②世帯全員が市税などを滞納していない人
- ③世帯の中に前年の所得額が600万円を超える人がいない人
- ④市が実施するその他の住宅に対する助成制度を利用していない人

補助額 工事費の10パーセント以内で、10万円を限度

申し込み 5月1日(水)から建設課建築室へ
※必ず工事着工前に書類を提出してください
問い合わせ 建設課建築室 ☎内線4216、市ホームページへ

住宅用太陽光発電と太陽熱利用システムの設置費用を一部補助します

市では、地球温暖化対策の一環として、環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進を行います。

対象

- ①自ら居住する市内の住宅にシステムを設置、またはシステム付住宅を購入する人
- ②年度内に設置工事を完了し報告書の提出ができる人
- ③世帯全員が市税などを滞納していない人

補助額

住宅用太陽光発電システム 1kwh当たり2万円で、8万円を限度
住宅用太陽熱利用システム 費用の10パーセント以内で、自然循環型は2万円、ソーラーシステムは4万円を限度

申し込み 設置工事着工前や住宅購入前に、環境課環境係へ
※受給した人には、設置後の効果調査への協力をお願いします
問い合わせ 環境課環境係(東原庁舎内) ☎内線77375へ